

三陸圏域洪水減災対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、三陸圏域洪水減災対策協議会（以下「協議会」）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、平成28年8月台風第10号により岩泉町の小本川等において大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

- 2 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- 3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動・排水活動の連携及び地域防災力の維持・継承を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
- 4 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
- 5 その他、洪水減災対策に関して必要な事項

（幹事会）

第5条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。
- 5 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（会議の公開）

第6条 協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、岩手県県土整備部河川課が行う。

(附則)

本規約は、平成29年 月 日から施行する。

三陸圏域洪水減災対策協議会

- (構成員)
- 宮古市長
 - 大船渡市長
 - 久慈市長
 - 陸前高田市長
 - 釜石市長
 - 住田町長
 - 大槌町長
 - 山田町長
 - 岩泉町長
 - 田野畑村長
 - 普代村長
 - 野田村長
 - 洋野町長
 - 気象庁 盛岡地方気象台長
 - 岩手県 総務部長
 - 岩手県 県土整備部長
 - 岩手県 沿岸広域振興局土木部長
 - 岩手県 沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター所長
 - 岩手県 沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター副所長
 - 岩手県 沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター所長
 - 岩手県 県北広域振興局土木部長
- (アドバイザー) 国土交通省東北地方整備局
- (事務局) 岩手県 県土整備部 河川課

三陸圏域洪水減災対策幹事会

(構成員)	宮古市	危機管理監 危機管理課長
	大船渡市	都市整備部 建設課長
	久慈市	総務部 消防防災課長
	陸前高田市	防災局 防災課長
	釜石市	危機管理監 防災危機管理課長
	住田町	総務課長
	大槌町	総務部 危機管理室長
	山田町	総務課長
	岩泉町	総務課長
	田野畑村	総務課長
	普代村	総務課長
	野田村	総務課長
	洋野町	総務課長
	気象庁	盛岡地方气象台 防災管理官
	岩手県	総務部 総合防災室 防災危機管理担当課長
	岩手県	県土整備部 河川課 河川海岸担当課長
	岩手県	沿岸広域振興局土木部 河川港湾課長
	岩手県	沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター 河川港湾課長
	岩手県	沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター 河川港湾課長
	岩手県	沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター 河川港湾課長
	岩手県	県北広域振興局土木部 河川港湾課長
	岩手県	県北広域振興局土木部 滝ダム管理事務所長
(事務局)	岩手県	県土整備部 河川課